

議案第81号

多可町農業振興基金条例の制定について

多可町農業振興基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年12月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

## 多可町農業振興基金条例

令和 年 月 日

条例第 号

(設置)

第1条 多可町農業の振興に要する資金に充てるため、多可町農業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、多可町農林業公園の原形復旧等の資金に充てる場合は、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。